

公共工事に係る随意契約ガイドライン（案）

1 基本的な考え方

（１）入札等制度改革に係る基本方針（行財政改革推進本部会議平成18年12月28日決定）

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に定める要件に該当する場合に限り行うことができるが、この要件の適用に当たっては、災害等緊急を要する公共工事に対応するため競争入札に付することができない場合等、真にやむを得ない場合に厳格化する。

また、随意契約を行った場合は、理由を明示して公表する。

随意契約を行う場合にあっては、競争性の確保の観点から、可能な限り見積合せを行う。

（２）厳格化に向けた考え方

随意契約ガイドラインの制定による事務処理及び考え方の統一、並びに随意契約の決定に対するチェック機能を働かせることで実効性の担保を図る。

2 随意契約ガイドライン（案）

（１）趣旨

本ガイドラインは、公共工事において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条及び同施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項各号に掲げる場合並びに福島県財務規則（昭和39年規則第17号。以下「規則」という。）に基づき随意契約を行うに当たり、入札等制度改革に係る基本方針を踏まえ、その適用を厳格に行うことで、契約事務の適切な履行を促すとともに、随意契約に関する透明性・競争性の確保及び事務処理の統一化を目的として、定めるものである。

（２）随意契約の要件

令第167条の2第1項各号及び規則に基づき、随意契約を行うことができるものは、以下に掲げるものとする。

ただし、随意契約を行う場合にあっては、単独随意契約の要件に該当する場合を除き、競争性の確保の観点から、2人以上から見積りを徴さなければならない。

ア 災害等緊急を要するもの

令第167条の2第1項第5号に基づき、災害等の客観的な事実により、競争入札による契約手続を取ることで、時期を失い、あるいは契約の目的を達成することができな

くなり、県民生活に支障を来たす、県民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼす恐れがある、又は経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合をいう。この場合、単に事務執行の遅れをもって取り扱ってはならない。

また、緊急を要する場合であっても、公告期間の短縮等により対応が可能な場合は、競争入札を行うこと。

< 具体例 >

災害復旧工事のほか、道路、河川、住宅、その他施設等の維持・修繕工事で、県民生活に支障を来たす、又は県民の安全に大きな影響を及ぼす恐れがある等の緊急性が高い工事

災害による被害に対する応急工事及び災害の未然防止工事

電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

イ 金額によるもの

令第167条の2第1項第1号及び規則第267条第1項第1号において定める金額(予定価格が250万円未満の契約)以下の契約であること。

ただし、当該規則において定める金額以下の契約は、随意契約ができるものであるが、この場合において、一度に契約できるものを故意に分割することにより当該規定に該当させてはならない。

ウ その他契約の性質又は目的が競争入札に適さない等によるもの

令第167条の2第1項第2号、第6号及び第7号に基づき、その契約の性質又は目的が、競争入札に適さないもの、競争入札に付することが不利と認められる場合等については、真にやむを得ない場合を除き、原則として認めない。

ただし、発注機関において、真にやむを得ない場合と判断した場合は、当該理由及び根拠を明示し、競争入札参加条件等審査委員会の審議を経た上で、随意契約を行うものとする。

< 具体例 >

文化財その他極めて特殊な建築物であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者

が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
ガス事業法等法令の規定に基づき施工者が特定される工事
本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、
当該試験施工者に施工させなければならない本工事
既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場
合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増
設、改修等の工事
埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある
工事
鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

（３）単独随意契約の要件

随意契約を行う場合にあつて、契約の目的又は性質により選定できる相手方が一人に限られるもの、又は災害等緊急を要するもので複数の相手方から見積りを徴する暇がないもの等、真にやむを得ない場合に限り、単独随意契約を行うことができるものとする。

（４）随意契約の審査

本ガイドラインに基づく契約事務の適正な履行を担保するため、各発注機関は、随意契約ガイドラインに基づき、随意契約を行うことができると判断した場合、その理由及び根拠並びに随意契約の相手方とする者を選考し、競争入札参加条件等審査委員会の審査を受けるものとする。

入札参加条件等審査委員会は、随意契約ガイドラインに基づき、その理由及び根拠並びに契約の相手方の選考が適正に行われているかを審査し、その結果を発注機関に対して通知するものとする。

ただし、予定価格が 250 万円未満の契約及び災害等緊急を要するものについては、報告案件とする。

（５）随意契約の公表

「発注予定工事情報の公表について（総務部長通知）」及び「入札及び契約の過程に関する事項の公表について（総務部長通知）」に基づき、公表を行うこと。

また、公表に当たっては、随意契約の理由及び根拠並びに相手方の選考理由を明らかにするものとする。

公共工事における随意契約の流れ（素案）

